

# 税務執行面における地方団体の 責任について

## 目次

1. 税務調査及び犯則調査の状況について.....2
2. 滞納整理について.....9
3. 不服申立について.....16

# 1. 税務調査及び犯則調査の状況について

## 税務調査の状況について(法人二税)

- 都道府県及び市町村の徴税吏員には、地方税法第26条(道府県民税に係る徴税吏員の質問検査権)、第72条の7(事業税に係る徴税吏員の質問検査権)及び第298条(市町村民税に係る徴税吏員の質問検査権)によって、納税義務のある法人等への質問、帳簿書類等の検査が認められている。
- 課税標準が地方税独自のもの(住民税均等割及び事業税付加価値割・資本割・収入割)については、地方団体が独自に調査を行い、その調査結果に基づいて更正・決定を行う。特に仕組みが複雑な外形標準課税の対象法人(資本金1億円超の法人(約2.8万法人))に対する調査は頻繁に行われている。

【参考:都道府県における外形対象法人の調査実績の例】

- ・東京都においては、H17～H20で本店東京所在の全外形対象法人(約1.3万法人)について、原則実地で調査。その後も毎年約1,000法人を実地調査。
- ・愛知県においては、H17～H21で本店愛知所在の全外形対象法人(約1,400法人)について、原則実地で調査。その後も毎年約200法人を実地調査。

- 一方、課税標準が国税準拠であるもの(住民税法人税割及び事業税所得割)については、基本的に税務署が法人税の更正・決定を行った後に、当該税務署の更正・決定に基づいて法人二税の更正・決定を行う仕組み。このため、税務署から提供される法人税の更正・決定に関する資料のみで基本的に対応可能。

## 税務調査の状況について(軽油引取税)

- 都道府県の徴税吏員には、地方税法第144条の11（軽油引取税に係る徴税吏員の質問検査権）によって、特別徴収義務者や納税義務者等への質問、帳簿書類等の検査及び見本品として軽油その他の石油製品の採取が認められている。
- 都道府県においては、不正軽油の流通防止等の観点から、路上抜取調査などを実施。

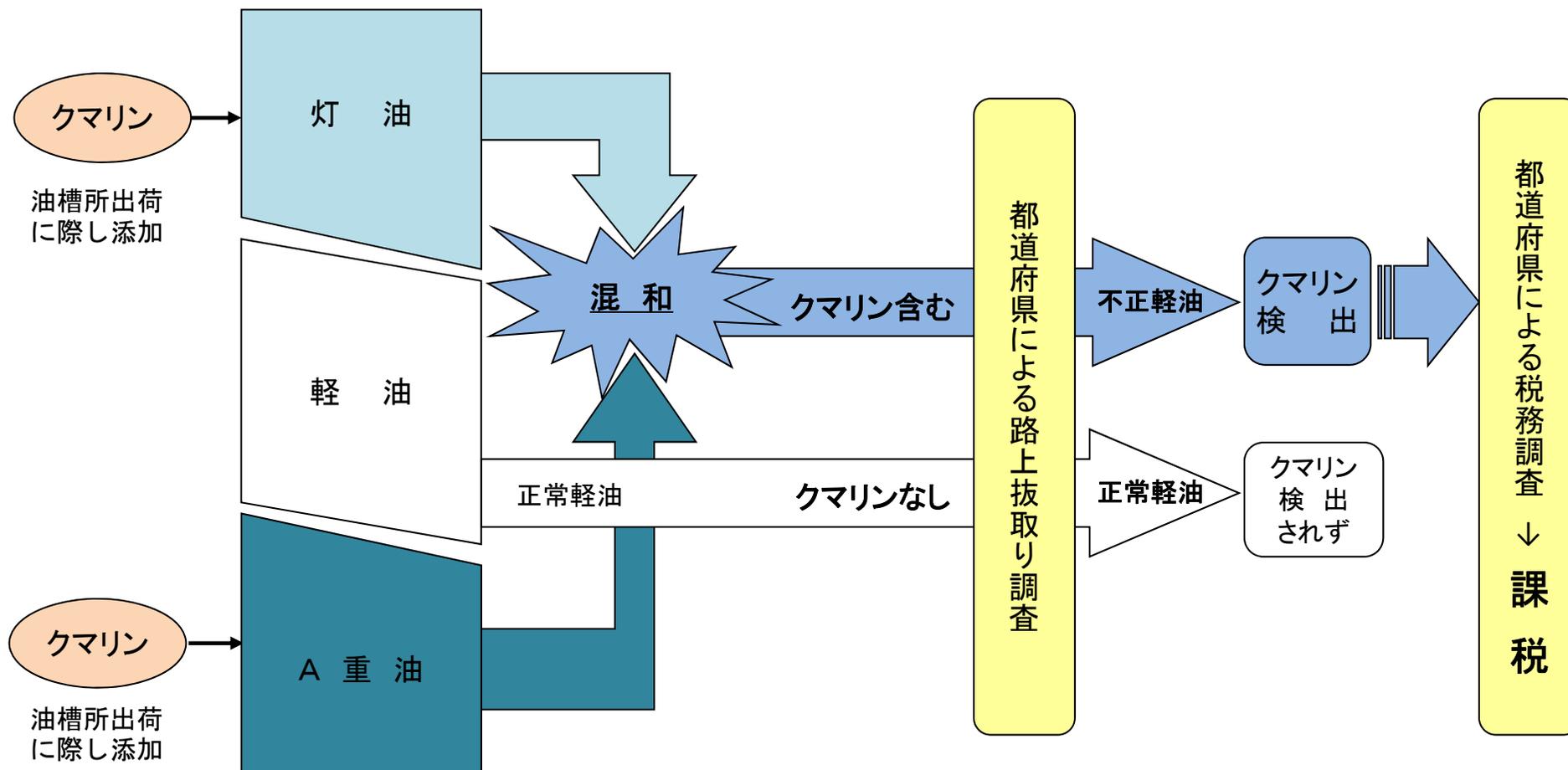
< 平成23年における識別剤を利用した税務調査の状況（抜取標本数） > （単位：本）

路上抜取	特別徴収義務者	石油製品販売業者	需要家	合計
15,791	4,169	7,660	18,000	45,620

※ 数字は「クマリン分析調査の実施状況調査」による。

# 税務調査の状況について(軽油引取税)

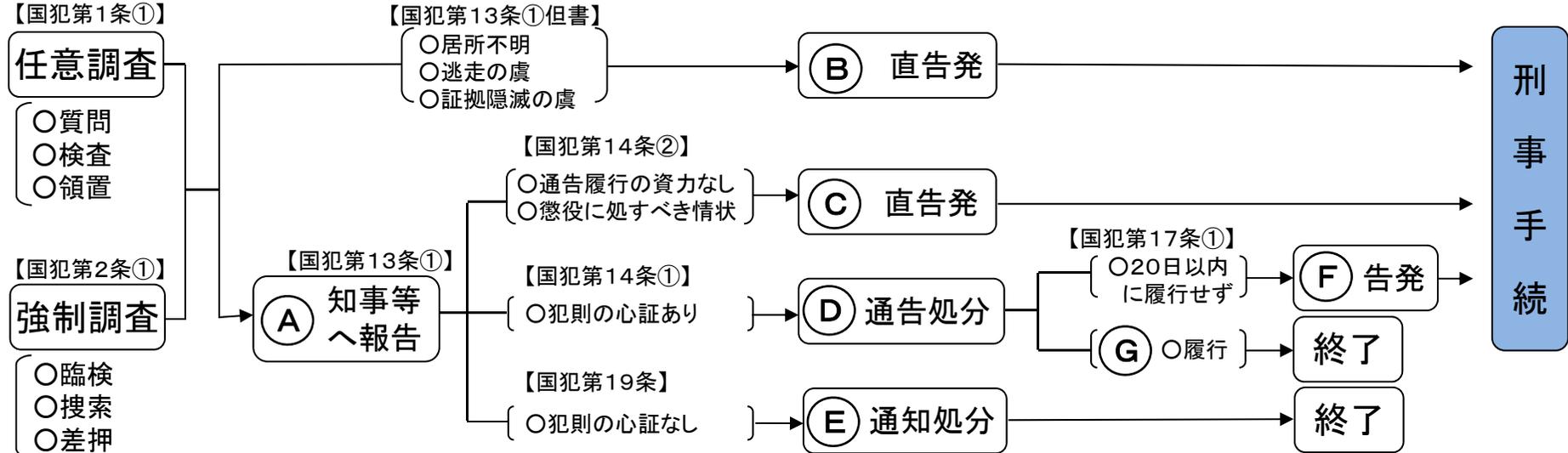
## 【識別剤(クマリン)添加による不正軽油の発見のフロー】



「軽油周辺油種への識別剤の添加実施について」  
(平成3年3月22日付け3資油部第8号 資源エネルギー庁石油部長通知)

# 犯則調査の状況について(軽油引取税)

## < 犯則事件調査・処理のフロー >



## < 道府県税の犯則事件の状況 >

(単位:件)

区分	犯則摘発件数 (A+B)	通告処分件数 (D)	通告履行件数 (G)	告発件数		通知処分件数 (E)
				直告発 (B+C)	通告不履行による告発件数 (F)	
平成19年度	13	1	1	11	-	1
平成20年度	22	12	12	9	-	1
平成21年度	11	6	6	4	-	2
平成22年度	4	3	3	2	-	-
平成23年度 (速報値)	7	2	2	5	-	-

※ 数字は「道府県税の課税状況等に関する調」による。

※ 通告処分未済又は通告履行未済により翌年度へ繰越されたものがあるため、摘発件数とは合致しない。

# 税務調査の状況について(個人住民税)

○ 市町村の税務部局は、納税義務者全員について様々な資料や独自調査等による情報を名寄せして所得等の状況を把握している。

## 市町村の税務部局

### 【課税資料】

給与支払報告書※1  
約4,700万人※2

提出

※1 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額500万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。  
※2 給与収入のある者のうち納税義務者の数

公的年金等支払報告書※3  
約1,200万人※4

提出

※3 税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額60万円以下(一部例外あり)の場合も、市町村には提出。  
※4 公的年金収入のある者のうち納税義務者の数

確定申告書【写し】  
約2,400万人

税務署より入手

住民税申告書

提出

氏名・住所・生年月日等により  
名寄せ・突合・調査

### 【独自調査等による情報】

○所得控除に係る調査による情報

扶養控除・配偶者控除等の対象要件の調査など

○支払調書等の各種課税資料の調査による情報

原稿料・講演料等の支払調書の調査など

○給与支払報告書未提出事業所の調査による情報

未提出事業所に対する聴き取り・実地調査など

○申告書未提出者の調査による情報

申告書未提出者に対する聴き取り・実地調査など

- ・ 扶養親族が控除対象要件を満たしているかなどの情報を確認できる。
- ・ 市町村と税務署の間で、新たに捕捉した所得情報等については相互に情報交換

## 税務調査の状況について(固定資産税)

- 固定資産税は、土地、家屋、償却資産という客観的、物理的に存在する資産に対して課する税であり、課税庁が資産の現況を調査・把握することにより賦課する仕組み（納税者が会計的な計算を行った上で申告する税とは調査方法・内容が全く異なるもの）。

(参考) 資産の現況把握の例

各市町村では、地方税法408条の規定による固定資産評価員等の一般の実地調査に加え、現況確認のための調査を工夫。例えば、航空写真を活用することで新增築家屋や滅失家屋を捕捉するほか、団体によっては、別途、3年に分けて市内全域で全家屋の調査を実施し、現況の異動を詳細に把握。

- 市町村の徴税吏員、固定資産評価員、固定資産評価補助員は、地方税法第353条の規定により、納税義務者等への質問、帳簿書類等の検査を行うことが認められている。また、市町村は、法第354条の2の規定により、国税関係資料の閲覧等を行うことができる。こうした権限を行使した調査が行われている。

(参考) 例

- ・ 償却資産について、税務署に国税関係資料（所得税、法人税の申告書類のうち減価償却関係書類）の提供を求め、それをもとに課税台帳と照合し、課税すべき資産があれば、電話又は立入調査により納税者に確認するなどの調査を実施。
- ・ 市内を地区分けした上で、償却資産に対する未申告者を把握するため、全事業者に対して現地立入調査を実施。

- ※ 課税庁側の適切な課税・徴収を確保する仕組みとして、納税者による課税台帳の閲覧・縦覧や、固定資産評価審査委員会への審査申出などの更正の制度が別途設けられている。

## 2. 滞納整理について

## 徴収の現状(滞納処分の状況)

### ○ 滞納処分について

	都道府県	市区町村
平成22年度中に差押を行っている団体	47団体	1,560団体
平成22年度中に差押財産の換価を行っている団体	47団体	1,407団体
平成22年度中に差押財産の公売を行っている団体	47団体	688団体

※ 都道府県については、広域連合で実施している団体を含む。

### 都道府県の差押徴収の状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
滞納処分徴収	件数	104,281	103,717	114,640	109,924	107,286
	税額(千円)	5,673,975	6,506,356	7,118,987	7,189,595	6,028,186

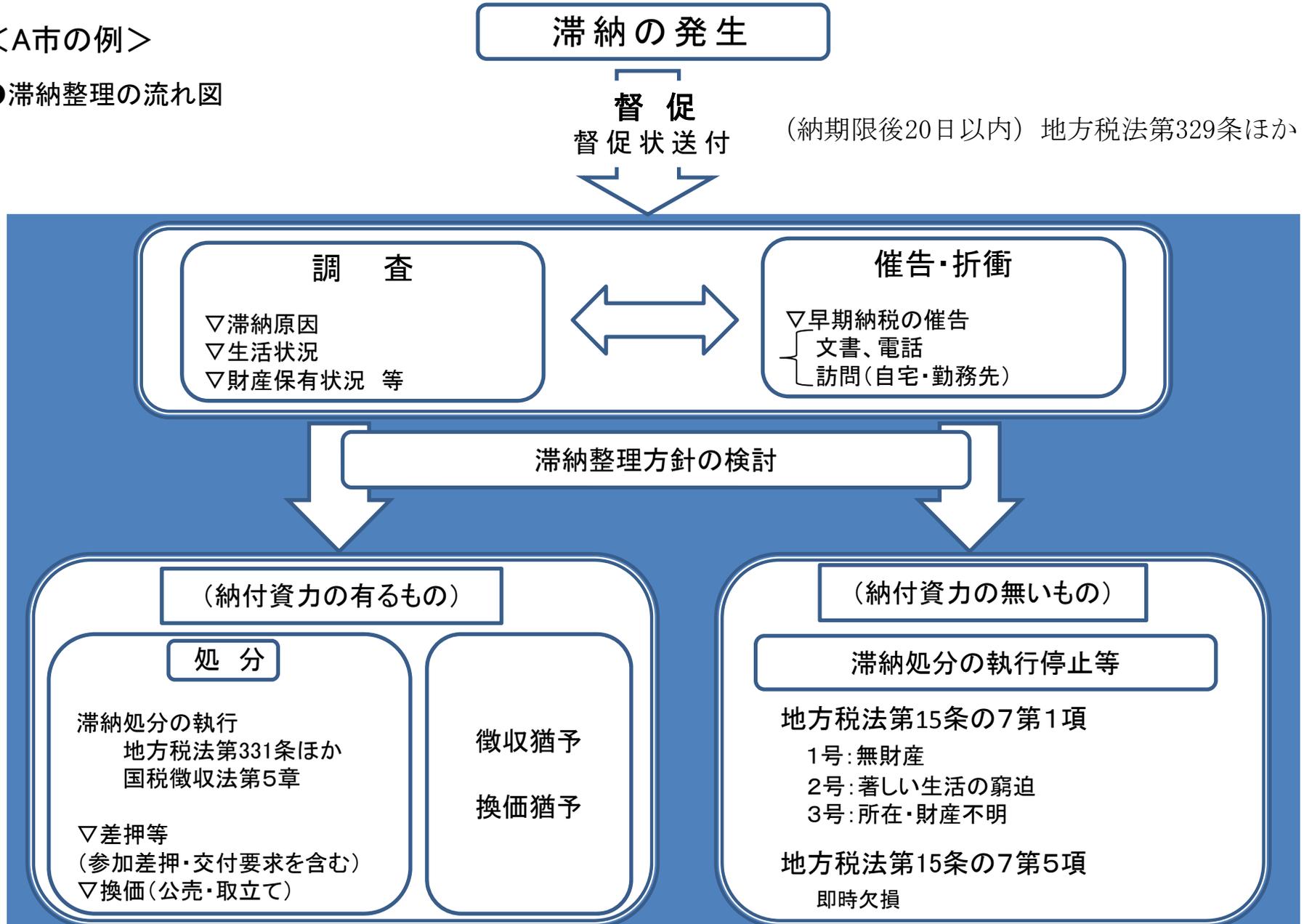
### 市区町村の差押執行状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度中に差押えを行っている市区町村	1,529 (83.69%)	1,563 (86.35%)	1,615 (89.87%)	1,593 (91.03%)	1,560 (89.30%)

# 滞納整理について(実施手順)

<A市の例>

●滞納整理の流れ図



## 滞納整理について(滞納発生状況)

- 地方税はそのほとんどが年度内に収納されており、平成22年度の滞納発生割合（金額ベース）は1.7%である。

### 税目別滞納発生割合（平成22年度）

（単位：億円、%）

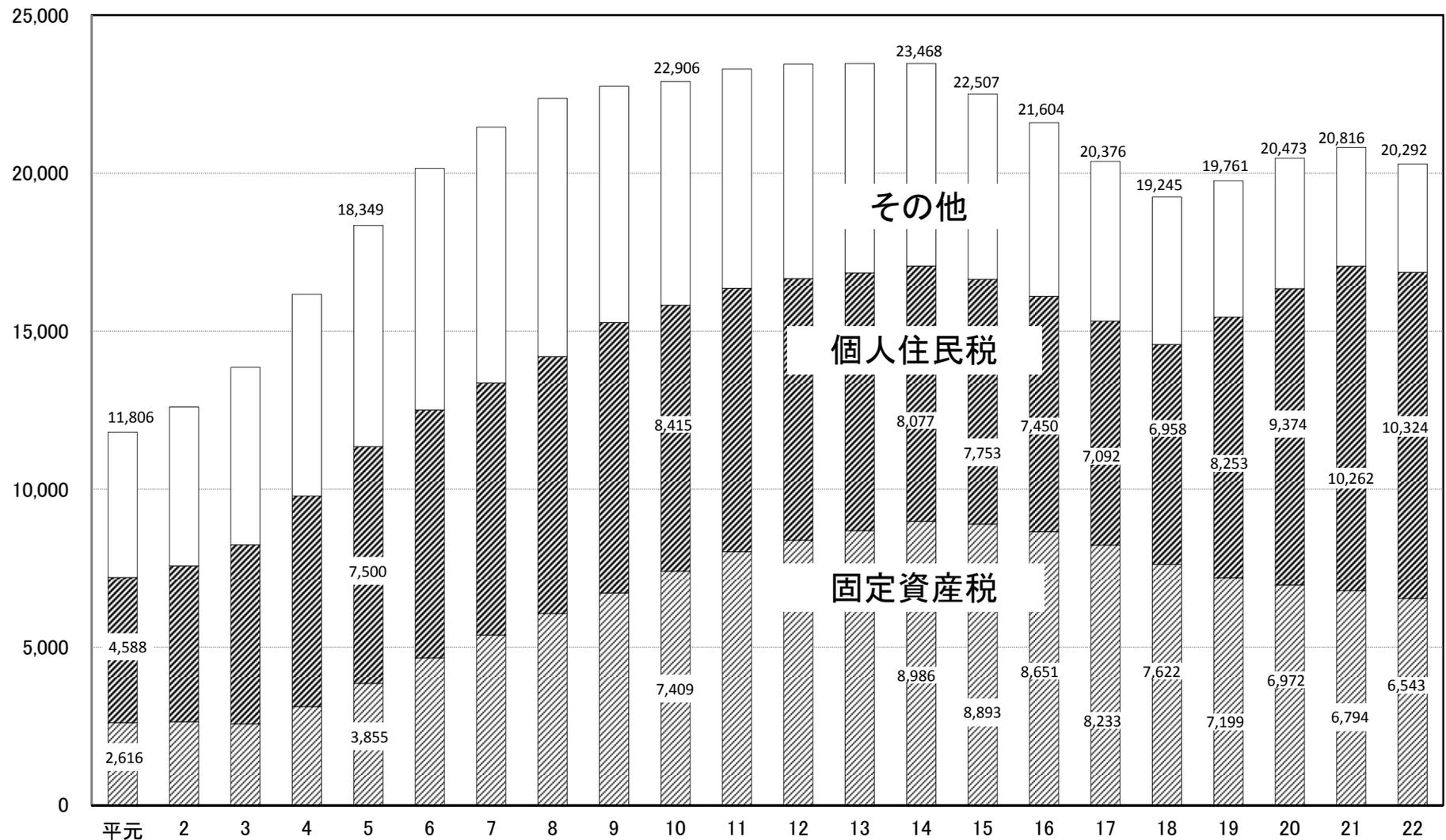
	調定額累計 (a)	新規発生滞納額 (b)	滞納発生割合 (b)/(a)
道府県税			
道府県民税 所得割	44,421	1,156	2.6%
道府県民税 法人税割	6,114	18	0.3%
個人事業税	1,840	34	1.8%
法人事業税	22,531	63	0.3%
不動産取得税	3,817	144	3.8%
自動車税	16,177	181	1.1%
道府県税 合計	114,196	1,766	1.5%
市町村税			
市町村民税 所得割	66,513	1,587	2.4%
市町村民税 法人税割	15,425	66	0.4%
固定資産税	89,960	1,597	1.8%
軽自動車税	1,796	57	3.2%
都市計画税	12,589	212	1.7%
市町村税 合計	203,717	3,635	1.8%
地方税計	317,913	5,401	1.7%

(注)新規発生滞納額：平成22年度末における調定済額（現年分）から収入済額（現年分）を控除した額。

## 滞納整理について(滞納の推移)

- 地方税の滞納金額は平成14年度以降減少していたが、平成19年度以降増加に転じ、平成22年度は減少した。

(億円)



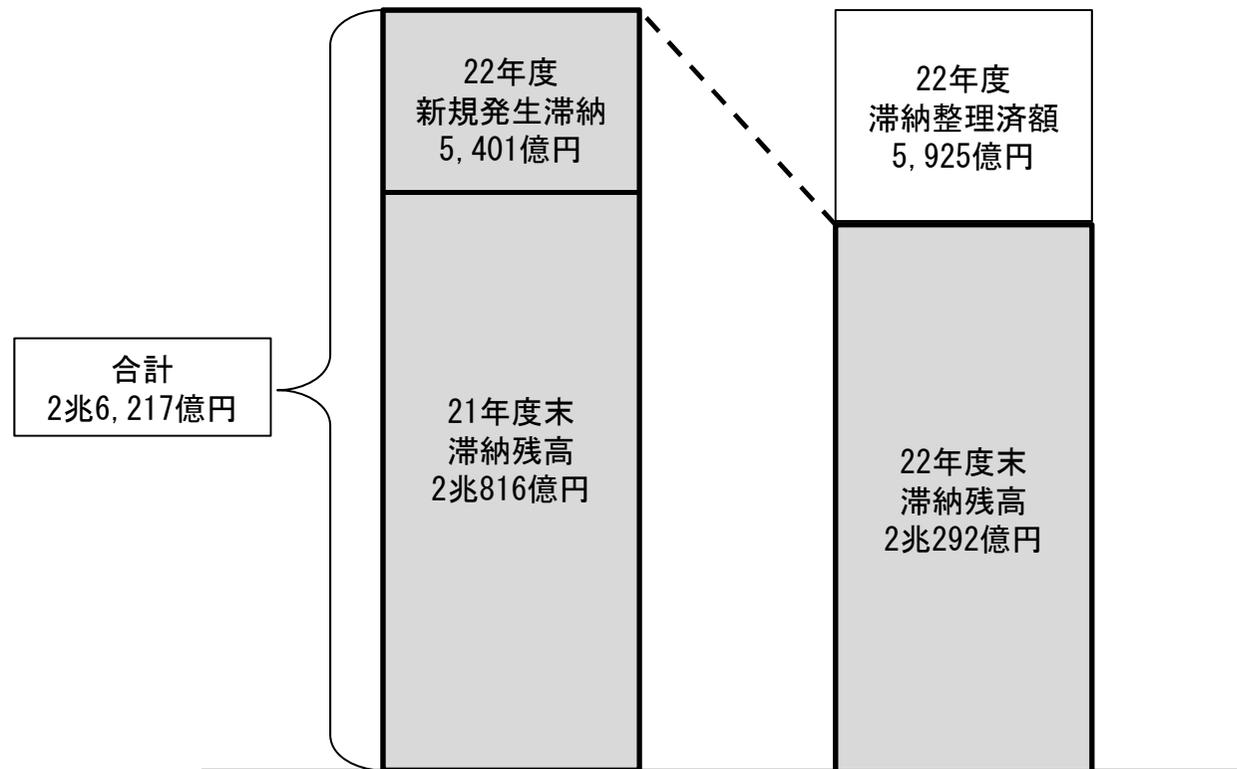
(注)1 各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。

2 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

(年度)

## 滞納整理について(滞納整理の状況)

- 平成22年度において、新たに5,401億円の新規滞納が発生する一方、5,925億円の滞納整理を実施した結果、年度末における滞納残高は2兆292億円となっている。



- (注)1 滞納残高は、各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。  
2 新規発生滞納額は、平成22年度末における調定済額(現年分)から収入済額(現年分)を控除した額。

## 滞納整理について(滞納処分の取組)

- 地方団体によっては、徴収事務の効率化の観点等から、地方自治法の規定に基づき、一部事務組合又は広域連合を設立し、滞納処分を実施している団体もある。

平成23年7月1日現在

No.	都道府県	一部事務組合 ・広域連合の別	団体名	No.	都道府県	一部事務組合 ・広域連合の別	団体名
1	北海道	一部事務組合	渡島・檜山地方税滞納整理機構	13	滋賀県	一部事務組合	甲賀広域行政組合
2	北海道	広域連合	後志広域連合	14	京都府	広域連合	京都地方税機構
3	北海道	一部事務組合	日高管内地方税滞納整理機構	15	和歌山県	一部事務組合	和歌山地方税回収機構
4	北海道	一部事務組合	十勝市町村税滞納整理機構	16	鳥取県	広域連合	鳥取中部ふるさと広域連合
5	北海道	一部事務組合	釧路・根室広域地方税滞納整理機構	17	岡山県	一部事務組合	岡山県市町村税整理組合
6	北海道	一部事務組合	上川広域滞納整理機構	18	徳島県	一部事務組合	徳島滞納整理機構
7	青森県	一部事務組合	青森県市町村総合事務組合	19	香川県	一部事務組合	大川広域行政組合
8	宮城県	一部事務組合	仙南地域広域行政事務組合	20	香川県	一部事務組合	中讃広域行政事務組合
9	茨城県	一部事務組合	茨城租税債権管理機構	21	香川県	一部事務組合	三観広域行政組合
10	長野県	広域連合	長野県地方税滞納整理機構	22	愛媛県	一部事務組合	愛媛地方税滞納整理機構
11	静岡県	広域連合	静岡地方税滞納整理機構	23	高知県	一部事務組合	高幡広域市町村圏事務組合 (租税債権管理機構)
12	三重県	一部事務組合	三重地方税管理回収機構	24	高知県	一部事務組合	幡多広域市町村圏事務組合 (租税債権管理機構)

※規約上、共同処理する事務として「税務徴収に係る事務」の規定があるが、実際処理を行っていない団体や活動休止中の団体は除いている。

### ○滞納処分の取組事例

	都道府県	市区町村
個人道府県民税の滞納分について市区町村からの引継ぎを実施	38団体	—
タイヤロックを使用した滞納処分の実施	39団体	206団体
インターネットオークションによる入札関係業務の委託	34団体	513団体

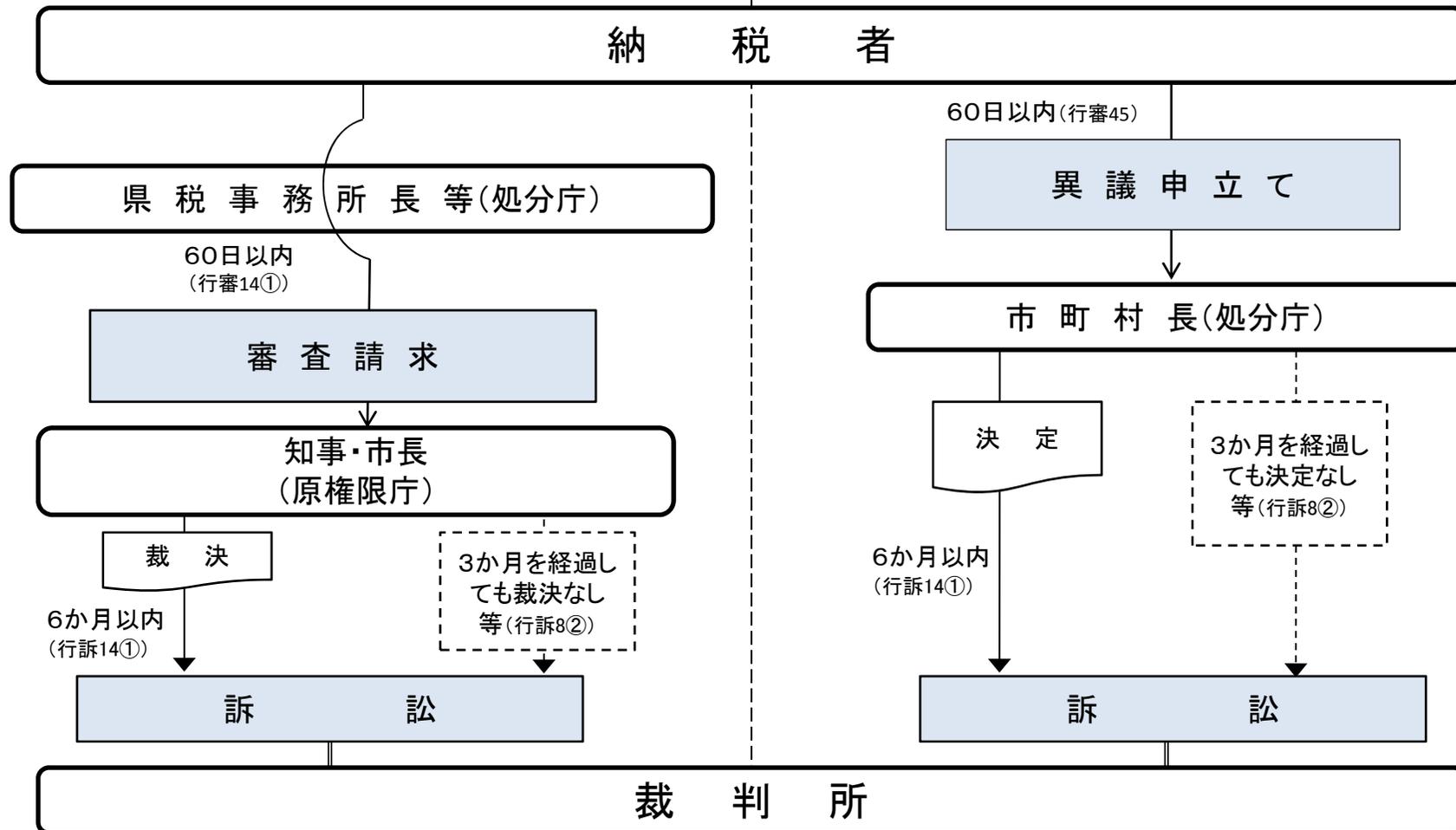
### 3. 不服申立について

# 地方税に関する不服申立制度について

○ 地方税の不服申立手続においては、原則として行政不服審査法に定めるところにより行われるが、処分の大量性、争いの特殊性から、原則として「異議申立て」又は「審査請求」の手続を経た後に原処分の取消訴訟を提起できることとし、納税者の簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図っている。

県税事務所等に処分権限が委任されている場合  
例：都道府県・政令指定都市

処分権限が委任されていない場合  
例：一般的な市町村



※固定資産の価格に関する納税義務者の不服については固定資産評価審査委員会において処理

## 不服申立て(異議申立て・審査請求)の処理状況(地方税)

(単位：件、%)

区分	要処理件数			処理件数						未済 件数 ⑩ (③-⑨)
	前年度 未済件数 ①	当年度 発生件数 ②	合計 ③ (①+②)	申立ての 取下げ等 ④	申立ての 却下 ⑤	申立ての 棄却 ⑥	処分の 一部取消 ⑦	処分の 全部取消 ⑧	合計 ⑨ (④~⑧の合計)	
20年度	463	1,443	1,906	137 (9.5%)	368 (25.4%)	903 (62.4%)	29 (2.0%)	10 (0.7%)	1,447 (100.0%)	459
21年度	469	1,974	2,443	192 (10.6%)	433 (24.0%)	1,115 (61.8%)	38 (2.1%)	26 (1.4%)	1,804 (100.0%)	639
22年度	648	1,458	2,106	114 (7.9%)	388 (26.9%)	900 (62.5%)	19 (1.3%)	20 (1.4%)	1,441 (100.0%)	665
課税関係	502	839	1,341	71	139	579	18	14	821	520
徴収関係	131	609	740	40	243	317	1	5	606	134
その他	15	10	25	3	6	4	0	1	14	11

(注1) 数字は「道府県税の課税状況等に関する調」及び「市町村税課税状況等の調」による。

(注2) 上記のうち、カッコ書きは構成比。

(注3) 固定資産の価格に関する不服申立ては含まない。

## 訴訟の終結状況(地方税)

(単位：件、%)

区分	期首係属 件数 ①	当期発生 件数 ②	終結件数					合計 ⑧ (③～⑦の合計)	期末係属 件数 ⑨ (①+②-⑧)
			訴えの 取下げ等 ③	訴えの 却下 ④	訴えの 棄却 ⑤	処分の 一部取消 ⑥	処分の 全部取消 ⑦		
20年度	191	168	(11.2%) 16	(6.3%) 9	(72.7%) 104	(2.1%) 3	(7.7%) 11	(100.0%) 143	216
21年度	230	228	(22.2%) 42	(17.5%) 33	(49.2%) 93	(4.2%) 8	(6.9%) 13	(100.0%) 189	269
22年度	287	219	(26.3%) 63	(7.1%) 17	(52.1%) 125	(7.9%) 19	(6.7%) 16	(100.0%) 240	266
課税関係	101	69	10	7	48	4	8	77	93
徴収関係	99	103	36	6	50	7	1	100	102
その他	87	47	17	4	27	8	7	63	71

(注1) 数字は「道府県税の課税状況等に関する調」及び「市町村税課税状況等の調」による。

(注2) 件数は、一審から終審までの合計。

(注3) 上記のうち、カッコ書きは構成比。

(注4) 「その他」は、損害賠償請求訴訟、不当利得返還請求訴訟、固定資産評価審査委員会の決定の取消訴訟等に係るもの。

## 固定資産税の価格に関する審査申出

固定資産の価格に関する不服については、固定資産の評価の客観的合理性を担保する必要があるとともに、評価が専門的知識を必要とし、技術的な面も多いことなどを踏まえ、市町村長から独立した中立的・専門的な機関として固定資産評価審査委員会を設置し、審査決定させている。

価格に不服のある納税者が固定資産評価審査委員会に審査の申出

固定資産評価審査委員会において審査申出内容の審査・決定

### 市町村長

納税者の申出が認容された場合、  
固定資産評価審査委員会の決定  
に基づき、価格を修正。

### 納税者

固定資産評価審査委員会の決定に  
不服がある納税者は、裁判所に  
その決定の取消の訴えを提起可能。

※30日を経過しても委員会の決定がない場合、審査の申出が却下されたとみなされる。

## 固定資産評価審査委員会に対する審査申出件数の推移

(平成23年9月1日現在)

	平成20年度	平成21年度 (評価替年度)	平成22年度
土地	555	3,256	744
家屋	249	1,303	270
償却資産	8	2	4
合計	732	4,357	986

※ 1件の審査申出が、土地・家屋・償却資産の複数にわたる場合、それぞれに1件として計上しているため、合計とは一致しない。

(参考)

	平成21年度
認容率(認容件数／処理件数)	11.7%
審査申出がなされた案件の出訴率	0.7%

※1 平成23年度・内閣府・行政救済制度検討チーム「不服申立前置の全面的見直しに関する調査」による。

※2 認容率は、審査申出の処理がなされたもののうち、その全て又は一部を認容した割合。

※3 出訴率は、審査申出に対する出訴件数の割合。

## 固定資産評価審査委員会の委員等

### ○固定資産評価審査委員

- 委員の定数(地方税法423②)  
3人以上とし、条例で定める
- 委員の選任(地方税法423③)  
住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て、市町村長が選任
- 委員の任期(地方税法423⑥)  
3年

(注) 東京都特別区及び政令指定都市について調査したところ、全委員186人のうち税理士が40人(21.5%)、弁護士が40人(21.5%)、不動産鑑定士が40人(21.5%)、建築士が31人(16.7%)となっている。(平成21年度)

### ○合議体

- 事案毎に3人の合議体で構成(地方税法428①)  
(うち1人を審査長に指定(地方税法428②))  
※審査長は、口頭審理における指揮権を有する(地方税法433⑧)
- 合議体の議事は、合議体を構成する委員の過半数により決定(地方税法428④)  
(合議体を構成する委員の過半数の出席が必要(地方税法428③))

<税制調査会納税環境PT 報告書（平成22年11月）（抄）>

### 7. 国税不服審判所の改革

#### (3) 地方税について

- ① 地方税の不服申立てについては、基本的に行政不服審査法によることとされている。現在、内閣府の行政救済制度検討チームで行われている、
  - イ 「行政不服審査法の見直し」（審査請求への原則一元化、独立して職権行使を行う「審理官」の創設、証拠書類の閲覧・謄写のあり方、不服申立期間のあり方等）や、
  - ロ 「不服申立前置の見直し」を踏まえる必要がある。
- ② なお、検討に当たっては、地方税の課税団体が多数にのぼり規模も様々であることに留意するとともに、地域主権改革の観点に立つことが必要である。

## 地方税に関する不服申立制度に関する検討状況2

＜行政救済制度検討チームとりまとめ（平成23年12月）（別紙）個別法の不服申し立て前置の見直し結果＞

結論	【前置の対象】	【「不服申立前置の見直しの考え方」の個別法への適用】
存置	<p>○地方税法（第19条の12）における市町村長等の処分についての不服申立前置は、市町村長等に対する異議申立てを対象としている。</p>	<p>【前置】（実質的理由：調査票 大量、専門→WG 大量）</p> <p>＜大量的申立て＞</p> <p>○市町村長等に対する異議申立てについては、大量的申立てである。</p> <p>＜専門技術性＞</p> <p>○課税標準や税額等に係る要件事実の認定の当否に係る専門技術性については、制度の複雑さに起因するものと考えられることから、特段の事情があるとまではいえない。</p> <p>＜有効機能＞</p> <p>○一定の認容率が認められる。</p> <p>（結論）</p> <p>○以上から、「大量的申立て」の基準に該当すると認められ、前置強制とすることに理由があると認められる</p>
	<p>○地方税法（第19条の12）における都道府県又は指定都市等の税務事務所等の長の処分についての不服申立前置は、都道府県又は指定都市等の長に対する審査請求を対象としている。</p>	<p>【前置】（実質的理由：調査票 大量、専門→WG 大量）</p> <p>＜大量的申立て＞</p> <p>○都道府県又は指定都市等の長に対する審査請求については、大量的申立てである。</p> <p>＜専門技術性＞</p> <p>○課税標準や税額等に係る要件事実の認定の当否に係る専門技術性については、制度の複雑さに起因するものと考えられることから、特段の事情があるとまではいえない。</p> <p>＜有効機能＞</p> <p>○一定の認容率が認められる。</p> <p>（結論）</p> <p>○以上から、「大量的申立て」の基準に該当すると認められ、前置強制とすることに理由があると認められる。</p>

## 地方税に関する不服申立制度に関する検討状況3

結論	【前置の対象】	【「不服申立前置の見直しの考え方」の個別法への適用】
存置	<p>○地方税法（第434条第2項）における固定資産の価格等の登録に係る処分についての不服申立前置は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出を対象としている。</p>	<p>【前置】（実質的理由：調査票 大量、専門、第三者→WG 大量、第三者）</p> <p>&lt;大量的申立て&gt;</p> <p>○固定資産評価審査委員会に対する審査請求については、大量的申立てである。</p> <p>&lt;第三者的機関&gt;</p> <p>○審査請求は、第三者的機関により手続が行われる。</p> <p style="padding-left: 20px;">固定資産評価審査委員会の委員については、税理士、弁護士、不動産鑑定士、建築士といった専門家を選任するなど、委員構成における専門技術性を担保していると認められる。</p> <p>&lt;有効機能&gt;</p> <p>○一定の認容率が認められる。</p> <p>（結論）</p> <p>○以上から、行政事件訴訟法第8条第1項ただし書の定めを規定する個別法についての不服申立前置の存廃の基準に準じて基準を適用した結果、「大量的申立て」・「第三者的機関の関与」の基準に該当すると認められ、前置強制とすることに理由があると認められる。</p>